

提供日 2024/05/01
タイトル 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、新たに1物質を知事指定薬物として指定しました
担当 健康福祉部 生活衛生局薬事課
連絡先 薬物対策班
TEL 054-221-2413



静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき 新たに1物質を知事指定薬物として指定しました！

1 要旨

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、1物質について、人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため、知事指定薬物として指定しました。

今回の指定は、同条例が平成27年3月1日に全面施行されてから、48回目（累計158物質）の指定になります。

2 知事指定薬物として指定する物質

	通称名	物質名
1	1T-LSD	(8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[(チオフェン-2-イル)カルボニル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

3 指定期日

告示：令和6年5月1日（水）

適用：令和6年5月2日（木）

4 備考

今回指定した1物質について、本日、国が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に指定し、5月11日（土）から施行を予定するため、同日をもって知事指定薬物としての指定が失効します。（失効予定日：令和6年5月11日（土））